

平成5年5月7日

各市町村長
各一部事務組合管理者

滋賀県清掃事業連絡協議会

会長 山田豊三郎

一般廃棄物清掃料金について（通知）

一般廃棄物の処理に関する事務は市町村固有事務であり、それを委託する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）施行令第4条に基づき「一般廃棄物の収集、運搬および処分の委託の基準」が定められており、同条第5項において「委託料が受託業者を遂行するに足りる額であること」と規定されている。この場合の「受託業者を遂行するに足りる額」とは「原価計算方式に基づいて、算出した原価に適正な利潤を加えた額とする」と解説されているところである。

そこで、本協議会では、主として「し尿処理部会」においてし尿処理に関する原価計算方式について検討を進め、その結果を平成5年1月29日付けて会員各位に「料金問題に対する市町村長・一部事務組合管理者意見」として照会を図るとともに、2月8日の臨時総会において、承認を得たところです。

了承を頂きました計算方式の今後の取り扱いにつきましては、それぞれの管理者から、直営で行われている会員を除き、この原価計算方式を基礎として地域の状況を踏まえて対応していく、また、協議会員の検査であれば上記で対応していくとの回答を得ておりますことから、今後は当該原価計算方式を基礎として、物価の上昇あるいは地域の状況等を勘案し、円滑なし尿処理行政が進歩するよう対応を願います。

また、ごみの委託料金につきましても法規の主旨に則り、同様な対応を推進されますよう併せてお願いします。

平成5年5月7日

滋賀県生活環境部長 畑

滋賀県清掃事業連絡協議会
会長 山田豊三郎

一般廃棄物清掃料金について（通知）

日頃、市町村、一部事務組合における廃棄物行政について、格別の御配慮を頂きありがとうございます。

さて、し尿処理に対する料金問題について協議を進めてきましたが、今回別添のとおり「原価計算方式」の考え方について取りまとめましたので通知します。

なお、今後は、し尿処理に関する委託料金の算出につきましては、地域の状況等を鑑みこの原価計算方式により行うこととし、別添写しのとおり会員各位あて通知しましたので、今後とも御指導よろしくお願いします。